

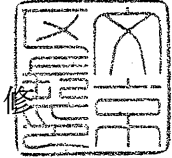


27文総総第1132号
平成27年12月16日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様



文京区長 成澤 廣 修



平成27年度諮問第2号

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1項第2号の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問事項

文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項の一部改正について

2 諮問の趣旨

高齢化社会が進展する中で、認知症患者が行方不明になる問題が全国で相次ぎ、文京区では今後も認知症患者が増えると推計されている。

本人が精神上的の障害などにより判断能力を欠く場合においては、個人情報を本人から直接収集をすることは極めて困難であり、そのような場合には、本人以外のものから収集しなければ文京区の事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。

そのため、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項の一部改正について審議会のご審議を賜りたく、諮問する。